

# 生徒心得

## 1 生活の心得

- (1) 生徒の本分  
勉学に励み、真理と正義を愛し、勤労を尊び、心身の鍛練に努める。
- (2) 素直な態度  
常に純真な心と態度を養い、物事を素直に観て考え、判断し、誠実に行動するよう努力する。
- (3) 自主性の育成  
物事の本質を見極め、自らの判断に基づき良識を備えた行動がとれるようにする。
- (4) 自由と責任  
自由は責任を伴い、権利の行使には義務が伴う。絶えず責任感の養成に心掛ける。
- (5) 寛容性と協調性  
自己の自由や権利を尊ぶと同時に他人のそれを尊重し、他人の意見を取り入れることのできる広い心を身につける。
- (6) 実践力  
初心を忘れず常に目標に向かって努力する。
- (7) 礼儀  
校内はもちろん学校外でも礼儀正しく行動する。

## 2 校内生活等

- (1) 登校下校  
ア 始業時刻10分前頃までに登校する。  
イ 放課後は所定時刻までに下校する。  
ウ 特別の事情で下校の遅れる場合はあらかじめ保護者等に連絡しておく。  
エ 登校後の外出は原則として禁止する。ただし、特別の事情で外出を必要とする場合は担任の許しを受け、外出許可証を受領し外出する。許可証は用件がすみしだい、直ちに返還する。  
オ 休業日等を含め、登校する場合は制服を着用する。
- (2) 授業  
ア 常に真剣な心構えで臨み、学習に専心する。  
イ 始鈴で授業が受けられる態度を整えておく。  
ウ 授業の始めと終わりには礼を行う。
- (3) 式典・集会等  
ア 式典・集会等の際は、その意義を認識し、落ち着いた態度で臨む。  
イ 集合退場は、混乱を避けるため、ゆとりを持って行動する。  
ウ 会場の準備、片付け等は学年の輪番とする。
- (4) 清掃・美化  
ア 清掃は毎日行う。  
イ 美化、整頓はそれぞれ当番が責任を持って行う。  
ウ 大掃除は全員で行う。特に普段できないところまで丁寧に行う。  
エ 清掃用具は所定の位置に整頓しておく。  
オ ゴミの分別を徹底する。
- (5) 学級当番  
ア 各HRで決定しこれに当たる。  
イ 当番は、次のことを行う。
  - ① 授業前の環境整備
  - ② 戸締まりの徹底
  - ③ 学級日誌の記入
  - ④ その他日課の遂行に必要なこと
- (6) 掲示  
ア 掲示物は常に注意して見ておく。  
イ 生徒が校内に掲示しようとするときは、担任の許可を受ける。
- (7) 所持品  
ア 所持品には必ず記名し、学校生活に必要なものは持参しない。  
イ 所持品の保管に留意し、特別の場合は教師に依頼する。

ウ 金銭・物品の貸し借りは絶対にしない。

エ 所持品の紛失又は遺失物を発見したときには、すみやかに係教師又は担任に申し出る。

### 3 服装等

- (1) 着用期間 移行期間  
・冬服 10月1日～5月31日 ・9月1日～10月31日  
・夏服 6月1日～9月30日 ・5月1日～6月30日
- (2) 通学用バック  
華美ではなく高校生らしい物とする。
- (3) 上履き  
本校指定のものとし、氏名を明記し、踵<sup>かかと</sup>を踏んだ着用は禁止とする。
- (4) 防寒類  
オーバーコート・ジャンパー等華美でないものを、登下校時のみブレザーの上から着用することは認める。また、ブレザーの中に着用できる防寒着は、本校指定のセーター及び本校指定のセーターの形状に準ずる無地のVネックセーター（白、黒、紺、灰色）とする。
- (5) 化粧・装身具類  
化粧や装身具のピアス・イヤリング・ブレスレット、指輪・ネックレス等のアクセサリーの装着は禁止とする。
- (6) 特別服装許可願  
やむを得ず規定の服装を着用できないときには、担任に申し出て許可を得る。
- (7) 服装基準（スラックス）

ア 制服（上下共）は本校指定のものとする。冬服の期間は、必ずネクタイを着用することとするが、夏服の期間は任意とする。

夏服の期間は、本校指定のベスト（白色）及び本校指定のベストの形状に準ずる無地のVネックベスト（白、黒、紺、灰色）の着用は可とする。

冬服の期間は、本校指定のベスト（白色）、セーター（紺色）及び本校指定のベスト、セーターの形状に準ずる無地のVネックのベスト、セーター（白、黒、紺、灰色）の着用は可とする。

ワイシャツは、冬服・夏服共に本校指定のボタンダウンシャツ（白色）及び白色無地のボタンダウンシャツ（ボタン色が白、クリア色）の裾を出さずにきちんと着用する。

イ スラックスの裾幅及び丈は採寸時と同じとし、腰パン等での着用は禁止とする。また、ベルトは黒・紺色系で金具等により華美にならないものを着用する。

ウ 靴は、華美ではなく制服に合うものとする。サンダル・ブーツ等は禁止とする。

エ 靴下は白または黒系で華美でないものとする。

オ 夏服におけるインナーシャツは、白または黒系で胸部ワンポイントまでのものとする。

(8) 服装基準（スカート）

ア 制服（上下共）は本校指定のものとする。冬服の期間は、必ずリボンを着用することとするが、夏服の期間は任意とする。

夏服の期間は、本校指定のベスト（白色）及び本校指定のベストの形状に準ずる無地のVネックベスト（白、黒、紺、灰色）の着用は可とする。

冬服の期間は、本校指定のベスト（白色）、セーター（紺色）及び本校指定のベスト、セーターの形状に準ずる無地のVネックのベスト、セーター（白、黒、紺、灰色）の着用は可とする。

ワイシャツは、冬服・夏服共に本校指定のボタンダウンシャツ（白色）及び白色無地のボタンダウンシャツ（ボタン色が白、クリア色）の裾を出さずにきちんと着用する。

イ スカート丈はひざの範囲とし、ウエストを折り曲げて着用することは禁止する。

ウ 靴は、華美ではなく制服に合うものとする。ハイヒール・サンダル・ブーツ類は禁止とする。

エ 靴下は白または黒系で華美ではないものとする。ストッキング又はタイツは、ベージュ・黒色の着用を可とする。

オ 夏服におけるインナーシャツは、白または黒系で胸部ワンポイントまでのものとする。

(9) 頭髪

常に高校生として清楚な髪型とし、奇抜または変わったヘアスタイル（パーマ・着脱色・ライン・エクステ等）は禁止とする。

### 4 旅行

宿泊を伴う旅行（グループ、個人、スキー、観光等）を実施するときには、必ず保護者等の承諾を得て、保護者等と連絡を取り合えるようにする。

## 5 原動機付自転車（以下「原付バイク」という。）通学

### (1) 許可条件

- ア 原則 2、3 年生を対象とし、学校までの通学距離がおおむね 6 k m 以上であること。または特別な理由があること。
- イ 総排気量は 50 c c 以下であること。
- ウ 原付免許以外は取得していないこと。
- エ ヘルメットは白色のフルフェイスを着用すること。
- オ 原付バイクの改造をしていないこと（消音マフラー改造等も禁止）。
- カ 自動車損害賠償責任保険・任意保険に加入していること。

### (2) 1 年生の原付バイク通学

1 年生については以下の理由がある場合のみ原付通学を許可する。

#### 〈部活動許可〉

1 年生の部活動を行っている生徒に関しては、顧問の許可があれば、9 月から原付バイク通学の許可を受けることができる。

#### 〈特別許可〉

通学距離が約 10 k m 以上で、公共交通機関での通学が困難な場合、または特別な理由がある場合などは、9 月から原付バイク通学の許可を得ることができる。

※いかなる場合も申請は担任を通して行い、審議を経て許可する。

### (3) 手 続

- ア 申請する月（原付バイク通学許可式を行う月）は、4 月、6 月、9 月、11 月、2 月とする。
- イ 係教師から所定の用紙を受け取り、必要事項を記入のうえ、「ア」の月の 10 日までに、係職員へ必要書類を提出する。
- ウ 原付バイク通学許可式の日時を連絡するので、保護者等同伴のうえ参加すること。
- エ 原付バイク通学許可式では、校長の面前において許可における遵守事項の宣誓をする。

### (4) 安全運転講習会

許可を受けた生徒は、本校主催の安全運転講習会に参加し受講する義務を負うとともに、道路交通法や校則を守り、常に安全運転に心掛け、セーフティドライバーとしての資質の向上に努める。

### (5) 許可の停止または取り消し

次の場合は、原付バイクによる通学を停止または取り消す。

- ア 許可条件を満たしていない。
- イ 安全運転講習会に参加していない（やむを得ない場合を除く）。
- ウ 交通ルールやマナーを守っていない。

## 6 アルバイト

アルバイトは、次の条件を満たした場合に許可する。

### (1) 許可条件

- ア 学業を第一優先とし、アルバイトの為に無断欠席・遅刻・早退等がないようにする。
- ウ 自宅より通勤できること、また、宿泊を伴わないこと。危険や有害物質を取り扱う業種でないこと。また、夜 9 時以降の勤務がないこと。
- エ 平日の勤務時間は 4 時間以内、休日は 8 時間以内であること。
- オ 勤務内容及び条件が、労働基準法や県青少年の健全育成に関する条例等に違反していないこと。
- カ 試験期間及び試験 1 週間前からは学業優先とし、労働しないこと。
- キ 1 年生については、原則として夏季休業からとする。
- ク 許可条件の内容に違反した場合は、指導の対象となる。

### (2) 手続き

- ア 担任より所定の用紙をもらい、必要事項を記入し担任に提出する。
- イ 申請は、開始予定日の 1 週間前までに提出する。

## 7 自転車通学

- (1) 自転車事故を補償する保険への加入を強く推奨する。
- (2) 自転車点検を受け、整備された自転車の泥除け等の見える場所に、登録シールを貼付する。
- (3) 自転車は防犯登録し、自転車を変更した際には、登録を再度行う。
- (4) 駐輪の際は必ず施錠すること。（二重ロックが望ましい）
- (5) 道路交通法に違反した運転せず、歩行者の安全を優先した運転をすること。また、ヘルメットの着用を推奨する。（二人乗り、傘差し、携帯電話・スマートフォン等の操作、並走、イヤホン・ヘッドホンの装着、スピーカーの使用、無灯火、歩行者専用道路の運転等を禁止する。）

## 8 運転免許取得

### (1) 原付免許

- ア あらかじめ免許試験を受験することを、担任に申し出る。
- イ 免許を取得した後は、取得届を速やかに担任へ提出する。

### (2) 普通免許（準中型免許を含む）

- ア 3年生で進路が確定した者については、第3学年の10月1日以降、自動車教習所に入校することができる。
- イ 指示された期日までに自動車学校入校許可願を担任に提出する。
- ウ 定期考査中及び定期考査1週間前から考査終了まで教習所へ通うことはできない。その際、担任に試験1週間前に教習所で発行されている受講カードを提出する。
- エ 免許を取得した場合には、担任に取得届を提出（自由登校期間においては連絡）する。
- オ 自動車の運転は卒業まで禁止する。また、家族以外が運転する自動車への同乗も禁止する。

### (3) その他

自動二輪免許の教習及び免許取得及び、家族以外が運転する二輪車への同乗は禁止する。

## 9 校外生活等

### (1) 一般事項

- ア 校外においては、生徒としての誇りと品位を保持することに努め、正々堂々自己の良心に恥じない行動をする。
- イ 校外において、教師、先輩、友人等に会った際はあいさつをする。
- ウ 常に身分証明書を携行する。
- エ 多数集合の場合の行動は、特に注意し、群集心理にかられ社会秩序に反しないように自制する。

### (2) 通 学

- ア 交通ルールを遵守し、他人に迷惑をかけないようにする。
- イ 列車・バス等の乗車は、秩序正しく行う。
- ウ 車内では特に公德を重んじ、他の乗客に不快の念をいだかせぬよう言動を慎むとともに、危険な場所に立ち入らない。
- エ 学割、定期券等の使用に当たっては、規則及び注意書を厳守する。
- オ 通学途上において不慮の事故に遭った場合、または、他の生徒の事故を知ったときには、速やかに学校に連絡する。

### (3) 外出、外泊等

- ア 家庭にあって外出する場合は、保護者等に外出の目的、場所、帰宅の時刻等を明らかにしておく。
- イ 夜間の外出は避けることが望ましい。未成年は、午後11時から翌日午前4時までの外出は禁止する。
- ウ 親戚などに必要がある場合を除き、外泊は避けることが望ましい。特に保護者等の承諾なき外泊は絶対にしない。

### (4) 娯楽場、飲食店等

- ア 遊技場等、高校生にとってふさわしくない場所には出入りしない。
- イ 映画、劇場などはよく内容を調べ、有意義なものを鑑賞し、ルールやマナーを守ること。

### (5) 風 紀

- ア 生徒は学業を本分とし、よき社会人となる修養期間中であるから、不健全な娯楽に没頭したり、時間や金銭の浪費をしたりしない。
- イ いかなる理由、場所、時間等を問わず、法律や規則、校則等を遵守しなければならない。
- ウ 暴力や脅迫はもちろん、これに類する言動をしてはならない。
- エ 交際は、互いの思いやるとともにマナーと節度を保ち、軽率な行動は厳に慎む。
- オ スマートフォン・タブレット・インターネット等の使用については、ルールとマナーを守り、他人に不快感を与えない。また、個人情報を公開しない。
- カ スマートフォン・タブレット等が授業中に鳴ったり、教員の指示以外で使用したりした場合は、回数に応じて段階的に指導する。

### (6) その他

- 下記の感染症にかかった場合は、速やかに学校に報告し、後日「出席停止届（感染症）」を提出する。  
例：インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症  
なお、結核については、家族及び近所に患者が発生した場合にも報告する。

## 10 部活動

- (1) 部活動は自主的活動の重要な場である。各自が組織の一員である自覚に基づいて、責任ある行動をとる。
- (2) 対外試合など学校の真価を校外に紹介することが多いので、学校の代表であるという自覚で行動する。
- (3) 部員は次の実践者である。
  - ア 学業：学業に励み、成績良好であること。

- イ 態度素行：校則をよく守り、本校の模範であること。
- ウ 性質：明朗・闊達・正義感、責任感強く、指導者に従い、友人に信頼の厚いこと。

## 11 定期考査受験上の注意

- (1) 先生の指示に従う。
- (2) テスト中は机間をとり、出席番号順に着席する。
- (3) 机の中は空にし、机上の落書き・シール等は取り除く。
- (4) 携帯電話等電子機器類は電源を切り、バッグの中にする。その他テストに不必要な用具は全て教室の前後又は廊下に置く。(ペンケースも机の上に置かないこと。)
- (5) 急な体調不良の場合は、先生に申し出ること。
- (6) テスト時間への遅刻は、教務の許可を得てから受験する。
- (7) テスト時間中の中途退出はできない。トイレ等で退出した場合、原則その時間のテストを続けることはできない。
- (8) 不正行為は絶対にしない。
- (9) テスト中の私語や文具の貸し借りは絶対しない。
- (10) 質問がある場合は挙手をする。
- (11) 終了の合図ですぐに筆記用具を置く。

## 12 図書館の利用

- (1) 図書館の利用目的
  - 図書館は次の活動に利用することができる。
  - ア 図書を利用し、授業での学習内容を整理したり、発展的に理解したりする。
  - イ 読書を通じ、能力や個性を伸ばさせたり、豊かな人間性を養ったりする。
  - ウ 様々な本に触れ、興味や探究力を引き起こし、思索力や創造性を養う。
  - エ 新聞を利用し、新鮮な情報を得たり、読書力を身につけたりする。
  - オ 放課後に自主学習を行う。
- (2) 図書館利用の注意点
  - ア 利用時間は、原則として下記の時間帯とする。  
昼休み 12時45分～13時25分      放課後 15時40分～17時00分
  - イ 他の利用者に迷惑をかけないように、静かに活動する。
  - ウ 図書館の物は壊したり、汚したりしないよう、ていねいに扱う。
  - エ 利用した図書類は、必ず元の場所に戻す。
  - オ 館外貸し出しを希望するときは、本を図書館のカウンターに持って行き、所定の手続きを行う。
  - カ 貸出冊数は2冊まで、期間は2週間とする。
  - キ 借り出した図書を紛失または破損したときは、速やかに図書館に申し出る。
  - ク 図書館内で飲食は不可とする。

## 13 コンピュータ利用に関する生徒心得

- (1) ネットケット（ネット上のエチケット）に関して
  - ア 他人を傷つけたり、誹謗又は不快感を与えるような発信をしない。発信する内容については、自らの責任の持てる内容に限るものとする。
  - イ 発信内容は、国内にとどまらず、全世界に伝送される可能性があることに留意し、本校の品位を損なわないようにする。
  - ウ 個人での利用時間は学校が定める時間内とする。ただし、ネットワーク管理上の都合で利用時間を制限することがある。
  - エ 使用権のないコンピュータへの侵入など、ネットワークの正常な運用を妨げる行為をしない。
  - オ 高校生にふさわしくない接続先へのアクセスは禁止する。
  - カ 学校P.Cを用いて有料データベースの利用、オンラインショッピング、オークションの利用などは禁止する。
  - キ パスワードは本人であることを確認するための極めて重要な鍵である。各自が厳重に管理し、絶対に他人に教えないこと。また、他人のパスワードを知ることを禁止する。
  - ク 他人のアカウントでネットワークを利用しない。
  - ケ 学校のコンピュータは、自分だけが利用するものではない。勝手に設定を変えることを禁止する。
  - コ 他人のフォルダやファイルを閲覧したり、操作したりしない。
- ※ 悪意を持ってこれらの行為を行った場合は、コンピュータ利用禁止等だけでなく、特別指導として対応をすることがある。

(2) 自分自身の安全のために

ア SNSやWebメールやWebページに自分や他人の住所や電話番号などの個人情報を書かない。

イ 他人に自分のアカウントを使用させない。

ウ コンピュータを使用中、わからないことや問題が起こった場合は自分で解決しようとせず、すぐに先生に連絡する。

エ 不審なメールやHP、アプリケーションには、アクセスしないこと。

※ 学校のコンピュータの使用については、公共物という認識を強く持って注意して使用する。故意に破損させた場合は弁償を求める。

(3) 個人の電子機器の充電は家庭で行い、学校の電源を使用しないこと。

#### 14 実験・実習の心得

実験・実習にあたっては、作業の安全、能率の向上を期するため下記の諸事項を厳守する。

(1) 服 装

所定の実習服（靴、帽子なども含む。）を着用する。

(2) 整理整頓清掃

機械器具は常に清潔に保ち、大切に使用し、整理整頓に心がける。

(3) 安全注意

実験・実習にあたっては、あらかじめ教員より注意された事項を十分守る。もし作業中に、突発的な事故が生じたときには、応急の処置をするとともに、ただちに担当教員に連絡する。

(4) 保守・点検

実験・実習開始にあたっては、必ず担当教員の点検を受けてからはじめる。

実験・実習に関係のない場所へ無断で出入りしたり、機械器具に触れたりしない。

## 表 彰

本校生徒のうち下記の項目に該当し、職員会議で認められた者に対して表彰する。

#### 1 卒業関係表彰

(1) 皆勤賞 (2) 精勤賞 (3) 学業優秀賞

#### 2 特別活動表彰

(1) 部活動特別功労賞 (2) 部活動功労賞 (3) 特別活動功労賞

#### 3 各学科表彰

(1) 学習活動奨励賞

(2) 工業部会・商業部会関係の活動

ア 奨励賞 イ 功労賞

# 諸 届 等 一 覧

次の場合は所定の手続きを経て諸届等を提出する。

## 1 個 人

- |                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| (1) 欠席・          | 欠席届                         |
| (2) 忌引※・         | 忌引届                         |
| (3) 住所変更・        | 住所変更届                       |
| (4) 保護者等（保証人）変更・ | 保護者等（保証人）変更届                |
| (5) 転学・          | 転学願                         |
| (6) 休学・          | 休学願                         |
| (7) 退学・          | 退学願                         |
| (8) 遅刻・          | 入室許可カード                     |
| (9) 早退・          | 早退許可証                       |
| (10) 外出・         | 外出許可証                       |
| (11) アルバイト・      | アルバイト許可願                    |
| (12) 異装・         | 特別服装許可願                     |
| (13) 各種運転免許取得・   | 運転免許取得届（原付）、自動車学校入校許可願（自動車） |
| (14) 通学方法等の変更・   | 通学方法通学路変更届                  |

## 2 団 体

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| (1) 部活動以外の団体行動・ | 集会参加願に準ずる願 |
| (2) 部活動の合宿・     | 合宿許可願      |
| (3) 校内掲示物・      | 許可印        |

※ 忌引の扱いは次の基準による。

|             |     |
|-------------|-----|
| 父母（養継父母を含む） | 7 日 |
| 祖父母、兄弟姉妹    | 3 日 |
| 伯叔父母、曾祖父母   | 1 日 |
| 甥姪          | 1 日 |

ただし、遠隔地で葬儀祭が行われる場合は、往復に要した実日数を加算することができる。

# 証明書の交付

## 1 通学証明書・学生割引証申請

通学証明書は、使用 3 日前までに所定の用紙に必要事項を記入のうえ、事務室に提出し交付を受ける。

## 2 在学証明書・卒業証明書・成績証明書

所定の交付願に必要事項を記入のうえ、事務室に提出し交付を受ける。ただし、卒業後は県の定める手数料を添えて願い出る。